

07春監監第150号

令和7年10月6日

春日市議会議長 様

春日市長 様

春日市教育委員会教育長 様

春日市監査委員 松 尾 英 二

同 原 克 巳

財務監査（支出命令等監査）結果報告書

下記のとおり財務監査（支出命令等監査）を実施しましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定によりその結果を報告します。

記

1 監査基準への準拠

本監査は、春日市監査基準（令和2年3月監査委員告示第2号）に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査

3 監査の対象

(1) 所管

全所管（学校を含む。）

(2) 内容（主なもの）

ア 令和7年8月支払分の支出命令及び支出負担行為兼支出命令

イ 令和7年8月処理分の精算、戻出命令、戻入命令等

ウ 令和7年8月処理分の収入伝票、支払伝票、振替伝票（いずれも下水道事業会計に係るもの）

※ 支出負担行為のみ行うものは対象としない。

※ 調定等の歳入に係るものも対象とする。

4 監査の着眼点

- (1) 支出命令等の内容は、法令に適合したものになっているか（合規性）。
- (2) 支出命令等に係る事務処理は、正確に行われているか（正確性）。

5 監査の主な実施内容

- (1) 支出命令の内容（支払金額、振込口座等）と証憑（請求書等）の内容について相違がないか確認
- (2) 支出命令に係る予算科目が適切であるか確認
- (3) 財務会計システム抽出データを用いた遅延利息、誤振り込み、未精算費用等の有無の確認
- (4) 必要に応じて、関係職員へ質問等を実施

6 監査の実施場所及び日程

(1) 場所

春日市役所監査委員事務局執務室

(2) 日程

令和7年9月1日から令和7年9月26日まで

7 監査の結果及び意見

支出命令等に関する事務の執行については、次に掲げる事項を除き、おおむね適正に実施されているものと認められた。

(1) 選挙管理委員会事務局

令和7年5月15日・16日の出張（宮崎市）に係る旅費について、同月20日の精算処理の結果、追加支給（4,000円×2人分）が必要となったものの、当該追加支給がなされていません。財務会計システムで精算処理（追給精算）を行った場合は、別途追加支給に係る支出負担行為兼支出命令を行う必要があります。